

別表六(十五)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度
法人名

別表六(十五) 令八・四・一以後終了事業年度分

事業種目	1								
資産	2								
設備の種類又は区分	3								
細目	4								
取得年月日	5	・	・	・	・	・	・	・	・
指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	・	・	・	・
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引改定取得価額 $((7)-(8))$ 又は $((7)-(8)) \times \frac{75}{100}$	9								
法人税額の特別控除額の計算									
取得価額の合計額 $((9)$ の合計)	10	円		円		円		円	
「16」欄 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第2項」 ② 「区分番号」欄：「00043」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額									
当期税額控除可能額 $((11)$ と (13) のうち少ない金額)	14								
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑥」)	15								
「21」欄 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第3項」 ② 「区分番号」欄：「00044」 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額									
当期税額控除額 $(14)-(15)$	16								
当期繰越税額控除額 $(19)-(20)$	21								
法人税額の特別控除額 $(16)+(21)$	22								
翌期繰越税額控除限度超過額の計算									
事業年度		前期繰越額又は当期控除限度額		当期控除可能額		翌期繰越額 $(23)-(24)$			
・		円		円					
・									
・									
計									
当期分	(11)								
合計									
機械装置等の概要									